

# 指定工事店指定(更新)・変更等に係る提出書類チェックリスト

※申請書提出時に、チェック欄(業者)の口に✓を記入し提出してください

(2019.12月版)

No	区分	チェック欄		必要書類 ※公的な証明は、全て提出日の3ヶ月以内に発行されたものとする	交付場所	指定等		変更等		※欄外の【注意事項】参照								
		業者	市			新規	更新	組織	代表者	商号	営業所移転	責任技術者	住居表示の変更	自治体による	電話番号	辞退・休止		
①		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号) ※印は法人代表者印(印鑑証明不要)を押印すること		○	○											
②		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定工事店変更届(様式8号)				○	○	○	○	○	○	○				
③		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定工事店辞退届(様式7号)													○	
④		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	代表者の住民票	自治体	○	○		○									
⑤		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	代表者の経歴書(任意様式)		○	○		○									
⑥		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	代表者の身分証明書 ※「破産」の宣告通知を受けていないことの証明書類です。 運転免許証・健康保険証ではありません。	本籍地のある自治体	○	○		○									
⑦		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業所の写真 ※パソコン・机・看板・倉庫等が判るものとする		○	○			○	○							
⑧		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業所の平面図及び付近見取図(様式第2号) ※事務所・倉庫・車庫が判る平面図とすること		○	○				○							
⑨		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業所建物を所有している場合は <b>建物の「登記事項証明書」</b> 賃貸の場合は「賃貸借契約書」(コピー)	【登記事項証明書】 法務局	○	○				○							
⑩		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「専属責任技術者名簿(様式第3号)」及び下記a.b.の書類 a.「雇用関係を証する書類」(下記①～③のいずれか) ①組合健康保険・政府管掌健康保険被保険者証(事業所名の記載要)のコピー ②雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び雇用保険料領収書のコピー ③従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書のコピー ※代表者が責任技術者の場合は上記①～③は不要 b.「責任技術者証」のコピー		○	○											
⑪		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備及び機械・機材の目録と写真 ※工事の施工に必要な設備・機材を確認します。 目録と写真の整合を図ること。		○	○				○							
⑫		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	明石市水道事業指定給水装置工事事業者証(コピー)		○	○											
⑬		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住居表示・町名変更等の証明(自治体で交付)	自治体												○	
⑭		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下水道排水設備指定工事店証			コピー			提出時 コピー 受領時 原本	提出時 コピー 受領時 原本	提出時 コピー 受領時 原本	提出時 コピー 受領時 原本				原本	
⑮		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明書等 【法人】(営業所が所在する自治体で交付) 【個人】(代表者が居住する自治体で交付) ※市税の未納がないことを確認します。 市税の未納がないこと証明(明石市の場合は「完納証明」)が交付できる自治体(明石市、加古川市、高砂市等)はその証明を、交付出来ない自治体は市税(市民税及び固定資産税(事務所等が賃貸の場合は市民税のみ。))の納税証明書とすること。	自治体	○	○											○※個人のみ
⑯		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【法人の場合】商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	法務局	○	○	○	○	○	○							
⑰		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【法人の場合】定款(コピー) ※「本書は原本と相違ないことを証明します。年月日、社名、代表者名」の記載、及び代表者印を押印すること		○	○	○		○								
処理			月 日連絡済(業者の担当者名: ) 市の連絡者名( )															

【注意事項】「商号の変更」「辞退」の場合は、「責任技術者の変更」手続きを合わせて行うこと。

# 責任技術者登録(更新)・変更等に係る提出書類チェックリスト

※申請書提出時に、チェック欄(申請者)の口に✓を記入し提出してください

(2019.11月版)

No	チェック欄		必要書類 ※公的な証明は、全て提出日の3ヶ月以内に発行ものとする	交付場所	登録等		変更等 (注1)	
	申請者	市			新規	更新	変更	再交付
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	責任技術者登録申請書(様式第9号)		○	○		
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	専属責任技術者名簿(様式第3号) ※指定工事店の登録等を同時に行う場合は本書類は不要		○			
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身分証明書 ※1「破産」の宣告通知を受けていないことの証明書類です。 運転免許証・健康保険証ではありません ※2 指定工事店の申請[指定工事店チェックリストNo.⑥代表者の身分証明書] に本書を要し、同時に責任技術者の申請をする場合はコピー可	本籍地のある自治体	○	○		
④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	雇用関係を証する書類(下記のいずれかを基本とする) ①健康保険被保険者証(事業所名称が記載されているもの) ②雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び雇用保険料領収書 ③従業員全員の賃金台帳 又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書 ※1 提出は、いずれの書類もコピーとする ※2 指定工事店の指定申請を同時に行う場合は本書類は不要		○	○	○	
⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民票 ※指定工事店の申請[指定工事店チェックリストNo.④代表者の住民票] に本書を要し同時に責任技術者の申請をする場合はコピー可	自治体	○	○	(注2)	○
⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真(2枚) サイズ:3cm(縦)×2.5cm(横) (注)申請3ヶ月以内に撮影したものとし、 <u>写真の裏に氏名を記入すること</u>		○	○	○	○
⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「責任技術者試験合格証」(コピー)又は「更新講習修了証」(コピー) ※申請時に期間が有効なもの		○	○		
⑧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	責任技術者証			コピー	提出時 コピー 受領時 原本	
⑨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	責任技術者変更届(様式第10号)				○	
⑩	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	責任技術者証再交付申請書(様式第11号)					○
処 理	月 日連絡済(業者の担当者名: ) 市の連絡者名( )							
(注1)「変更」の場合で、指定工事店の専属する責任技術者の場合は「指定工事店の変更」手続きを行うこと。 (注2)「住所・氏名」の場合のみ、提出すること。								